

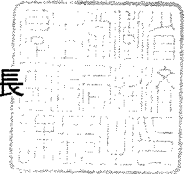


医政経発第0501001号

平成21年5月1日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長



新型インフルエンザの海外発生に伴う医薬品、医療機器等の安定供給について

インフルエンザ対策については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

WHOのフェーズ4宣言を受け、4月28日に新型インフルエンザ感染症の発生を正式に宣言したところですが、これに伴い、新型インフルエンザ対策本部を設置し、対応を図っているところであります。

貴職におかれましては、今後、医薬品、医療機器等の安定供給にご協力いただきますとともに、特に抗インフルエンザウイルス薬については下記の点についてご協力いただきますよう、貴団体傘下の医療機関等に周知をしていただきますようお願い申し上げます。

現在、国及び都道府県は新型インフルエンザ対策として、抗インフルエンザウイルス薬を3,168万人分備蓄しており（21年度にはさらに2,293万人分を追加で備蓄する予定）、新型インフルエンザが国内で発生し、製造販売業者及び卸売販売業者の在庫が不足した場合には、速やかに都道府県及び国の備蓄を放出することとしております（具体的な放出方法は、別添の通知「政府において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の都道府県への放出方法について（平成19年9月28日医政経発第0928003号・健感発第0928003号）」をご参照ください。）。

さらに、製造販売業者及び卸売販売業者に対しては、安定供給を図るよう指導をしております。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 海外での新型インフルエンザの発生を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬の安定的

な供給の確保の観点から、卸売販売業者に対して過剰な発注は行わないよう、また医療機関等において備蓄目的での過剰な在庫を抱えることの無いようお願いいたします。

2. 医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬の在庫量に与える影響が大きいことから、通常の季節性インフルエンザの診療に支障を来す場合を除いて、卸売販売業者の分割納入に協力してください。
3. 都道府県から、抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況等の調査を求められた場合には積極的に協力してください。

担当者連絡先 厚生労働省医政局経済課 大蔵、上木
TEL 03(5253)1111 内線2531
03(3595)2421 (夜間直通)
FAX 03(3507)9041
E-mail ueki-yoshihiro@mhlw.go.jp



医政経発第0928003号
健感発第0928003号
平成19年9月28日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省健康局結核感染症課長

政府において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の都道府県への
放出方法等について

本年3月に厚生労働省に設置された専門家会議において取りまとめられた「新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降）」において、国は全国の患者の発生状況及び都道府県において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬（商品名「タミフル」。以下「県備蓄薬」という。）の使用状況を監視しながら、県備蓄薬の不足が見込まれる場合には、当該都道府県に対し、補充のため、国の備蓄用タミフル（以下「政府備蓄薬」という。）を卸売販売業者を通じて配送することとされたところである。

今般、政府備蓄薬の都道府県への放出方法等について、その基本的な考え方等を下記のとおり取りまとめたので参考にされたい。また、各都道府県において検討されている県備蓄薬の放出方法等について、10月末を目途に健康局結核感染症課特定感染症係まで、現状等を報告されたい。

なお、この内容については、社団法人日本医薬品卸業連合会と協議済みであること及び同会会長あて、別添（写）のとおり通知したことを申し添える。

記

1. 政府備蓄薬の放出方法について

(1) 政府備蓄薬の都道府県への放出方法（別紙を参照）については県備蓄薬の流通の流れと連動させることを基本とし、国は、都道府県内での流通を円滑に行うため、各都道府県毎に、県備蓄薬を取り扱う卸売販売業者（以下「卸業者」という。）の中から予め幹事卸業者を選定する。

なお、既に県備蓄薬の放出方法等の調整が進み、上記の取扱が困難な状況等がある場合については相談されたい。

(2) 都道府県は、幹事卸業者と連携のもと、卸業者からの補充要請を踏まえ、必要に応じて一定期間の必要量を決定し、国へ補充要請を行う。国は、当該補充要請に基づき放出量を決定するとともに、政府備蓄薬を当該都道府県の幹事卸業者へ販売する。

(3) 都道府県は、国が決定した政府備蓄薬の放出量を基に、各卸業者への配分計画を作成し、幹事卸業者を通じ、各卸業者へ通知する。

政府備蓄薬を購入した幹事卸業者は、都道府県の配分計画に基づき、卸業者へ分割納入する。

(4) 幹事卸業者は、各卸業者の補充要請の取りまとめや在庫状況等の情報収集及び都道府県への報告、都道府県と連携した政府備蓄薬の在庫情報管理及び分割納入に伴う在庫管理（いわゆるプール機能）の機能を担うものとする。

(5) 県備蓄薬の円滑な流通や偏在の防止等のため、都道府県、卸業者及び医療機関の関係者は、密接に連携を図るものとする。

なお、都道府県における政府備蓄薬の補充要請のタイミングや一定期間の必要量の基本的考え方及び幹事卸業者が担うプール機能の対応方法については、別途、連絡するものとする。

2. 政府備蓄薬の売却価格の考え方について

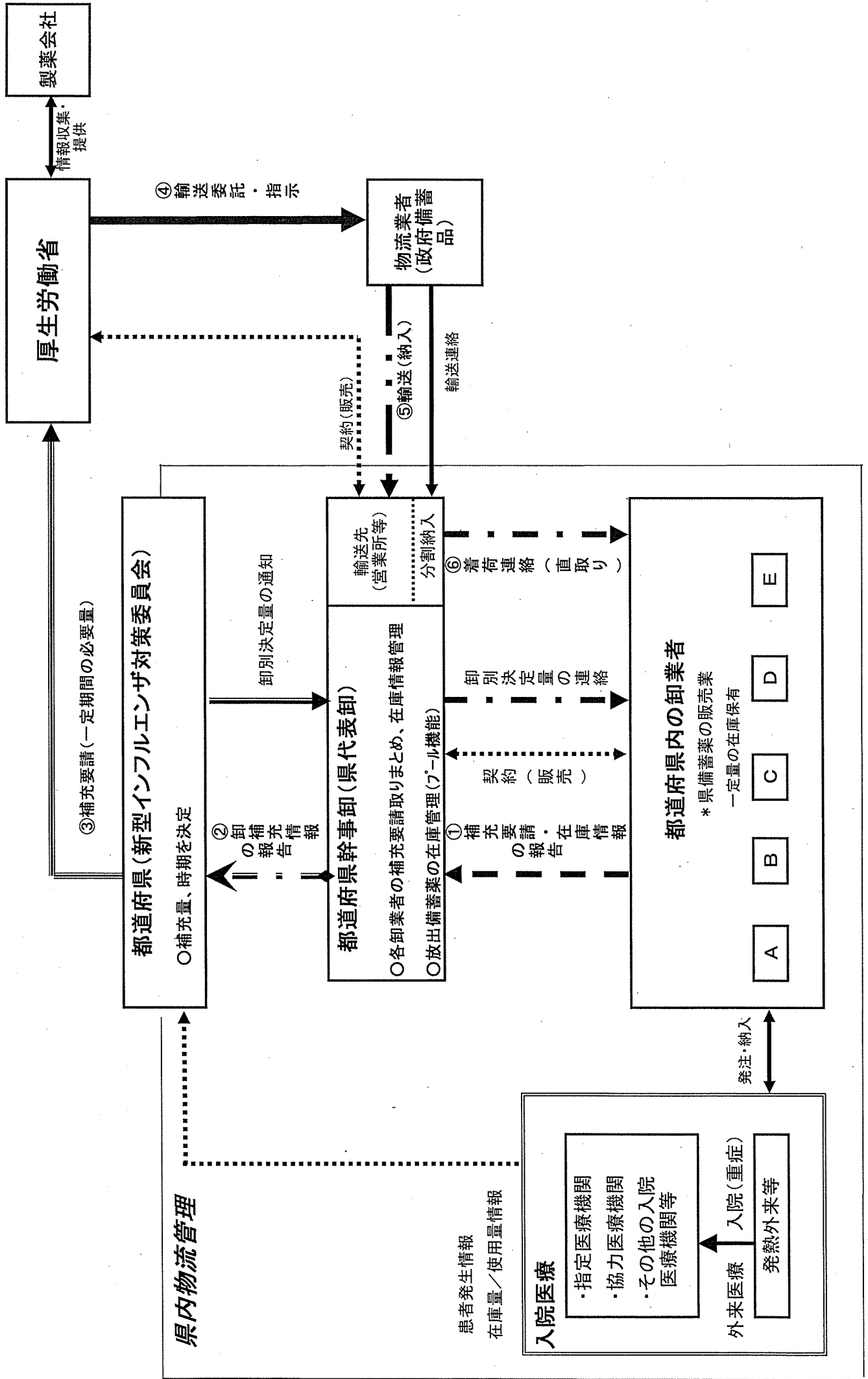
国から幹事卸業者への政府備蓄薬の売却価格は、販売時期や業者によって価格の変動が生じないようにするため、販売時におけるタミフルの薬価を基に、卸業者の販売費及び一般管理費等を勘案したものとする。

なお、卸業者から医療機関へ納入する価格については、各卸業者が決定する。

3. 情報の共有について

新型インフルエンザの発生時において、抗インフルエンザウイルス薬を必要とする医療機関へ安定的かつ効率的に供給できるように、国、都道府県、製薬会社、卸業者等の関係機関が密接に連携を図り、抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況等の情報を共有するための仕組みを、今後、構築することとしており、詳細については別途、連絡するものとする。

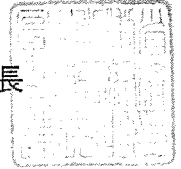
政府備蓄薬の放出方法



医政経発第0428001号
平成21年4月28日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長



新型インフルエンザの海外発生に伴う医薬品、医療機器等の安定供給について

医薬品、医療機器等の安定供給の確保については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

WHOのフェーズ4宣言を受け、4月28日に新型インフルエンザ感染症の発生を正式に宣言したところですが、これに伴い、政府に新型インフルエンザ対策本部を設置し、対応を図っているところであります。

今後、医療機関等に対する医薬品、医療機器等の供給に支障が生ずることがないように、また、適正な流通を阻害することがないように、貴管内の医療機関、薬局、医薬品卸売業者に対し、過剰な発注や過剰な在庫が発生しないよう、この通知を周知していただくとともに、適切に指導をしていただきますようお願い申し上げます。

また、当課において医薬品、医療機器等の需給情報を収集し、必要な対応を図ることとしておりますので、貴都道府県におかれましても、ご協力をお願いします。

担当者連絡先 厚生労働省医政局経済課 大蔵、上木
TEL 03(5253)1111 内線2531
03(3595)2421 (夜間直通)
FAX 03(3507)9041
E-mail ueki-yoshihiro@mhlw.go.jp